

○総務省省令第四十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）に基づき、無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月二十一日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

各 出 題	各 出 題
<p>別表第二号の三第3 アマチュア局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）人工衛星等のアマチュア局のうち、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するものについては、別表第二号第2及び別表第二号の二第5の様式のとおりとし、人工衛星に開設するものについては別表第二号第5及び別表第二号の二第8のとおりとする。</p> <p>[様式 略]</p> <p>[注1～14 略]</p> <p>15 16の欄は、次によること。</p> <p>[(1)～(13) 略]</p> <p>(14) 送信機系統図として、半導体、真空管又は集積回路の名称及び用途並びに発振周波数から発射電波の周波数を合成する方法を記載したものを、この別表に定める規格の用紙を用いて提出するものとし、□にレ印を付けること。また、附属装置がある場合は、その諸元及び送信機との関係を記載すること。</p> <p>ただし、第15条の3第4項の規定の適用がある無線局の場合は、送信機系統図の提出を要しない。</p> <p>また、現に免許を受けている無線局において、送信機の外部入力端子に附属装置を接続する場合であつて、当該無線局の指定事項に変更がない場合は、送信機系統図（附属装置の諸元を含む）の提出を要しない。</p> <p>[15] 略]</p>	<p>別表第二号の三第3 [同左]</p> <p>[同左]</p> <p>[様式 同左]</p> <p>[注1～14 同左]</p> <p>15 [同左]</p> <p>[(1)～(13) 同左]</p> <p>(14) 送信機系統図として、半導体、真空管又は集積回路の名称及び用途並びに発振周波数から発射電波の周波数を合成する方法を記載したものを、この別表に定める規格の用紙を用いて提出するものとし、□にレ印を付けること。また、附属装置がある場合は、その諸元及び送信機との関係を記載すること。</p> <p>ただし、第15条の3第4項の規定の適用がある無線局の場合は、送信機系統図の提出を要しない。</p> <p>[15] 同左]</p>
<p>備考 表第3 [ ] の記載は任意とする。</p>	

## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。